

～台風15号や台風19号の被害にあった皆さんへ是非お伝えしたいこと～

自宅が「一部損壊」と認定された方へ

り災証明書で「一部損壊」と認定された方へ、お伝えしたい支援制度などをまとめました。
もし、り災証明書をまだ申請していない方は、「弁護士会ニュース第3号」（千葉県弁護士会のホームページ参照）を読んで、り災証明書を早く申請してください。

①被害認定の再調査を



ココは重要！

「一部損壊」と認定されている場合でも、屋根や外壁が損傷したために、**建物内に浸水の被害が発生している場合**には、室内の写真を写真撮影して市町村へ再調査を依頼してください。一部損壊よりも**支援制度が多い「半壊」に認定される可能性**があります。室内に被害が発生しているのに「一部損壊」にとどまっている方は、ぜひ**再調査を申請**してください。

②ブルーシートの問題

ブルーシートを張る業者を教えて欲しい

ブルーシート張りは、危険な高所作業です。自分で屋根に登らずに専門家に依頼してください。どこに依頼すれば良いか分からない方は、千葉県が設けた「早急防水施工業者登録プラットフォーム」（電話0120-004-523）までお問合せください（受付は11月30日まで。）。

ブルーシートを張る費用がない

高齢者や障害がある方などは、まずはお住いの市町村へブルーシートを張ってもらえないかご相談ください。

ご自身で業者に依頼する場合、原則として費用がかかります（25㎡あたり5万円程度、40㎡あたり8万円程度かかるのが一般的です。）。

所得が少ない世帯の方には、「**緊急小口資金貸付**」を利用することで最大10万円の貸付を受けることが可能です。ブルーシート張りに使用を支出したために生活費が不足した方は、お住いの社会福祉協議会にご相談ください。

③火災保険の話

自然災害で家に発生した被害を補償する保険は、火災保険や火災共済です。もう一度、支払いを受けられる保険がないか、**保険会社や代理店に確認**をしてください。また、火災保険だけではなく、自動車保険の車両保険、傷害保険など、使える保険がないか確認をしてください。

なお、保険料の支払いが難しい場合には、保険料の支払いを猶予してくれることもあります。加入している損害保険会社や共済保険へ確認してください。

④修繕費の補助制度



ココも重要！

修繕費用の負担を軽減する補助制度があります。補助制度は災害救助法の応急修理制度や防災安全交付金など、複数の制度を組み合わせた仕組みなのでとても複雑です。そのため、修繕費用の補助を受けたい方は、**お住いの市町村役場を通じて修理することが重要**です。市町村役場へ申請せずに**独自に修理した場合、補助が受けられない可能性があります**。

一部損壊の方が受けられる補助金と自己負担額のイメージは、以下の表のとおりです。ご自身の損傷の程度の確認や手続きなどの詳細は、お住いの市町村役場へ相談してください。

なお、修繕費の補助を受けると、**仮設住宅に入居できなくなる可能性**があるので、仮設住宅への入居を検討している方は注意が必要です。

修繕費の金額	損傷が比較的大きい場合		損傷が比較的小さい場合（※）	
	補助金の額	自己負担額	補助金の額	自己負担額
50万円の場合	30万円	20万円	10万円	40万円
100万円の場合	30万円	70万円	20万円	80万円
150万円の場合	30万円	120万円	30万円	120万円
200万円の場合	40万円	160万円	40万円	160万円
250万円の場合	50万円	200万円	50万円	200万円
300万円の場合	50万円	250万円	50万円	250万円

※ 千葉市美浜区、習志野市、船橋市、八千代市、浦安市、市川市、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市、柏市、我孫子市、流山市、野田市は災害救助法が適用されておらず、損傷の程度にかかわらず「損傷が比較的小さい場合」と同じになります。

⑤修繕費の自己負担額を払えないとき

修繕費の自己負担額を用意できないときは、以下の制度を検討してください。

(1) 義援金

今のところ詳細は確定していませんが、いずれ義援金が支給される可能性があります。

(2) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（補修）

自分が居住するために家を補修する場合に利用できる融資制度です。保証人は原則不要です。詳しくは住宅金融支援機構にお問い合わせください。

(3) 生活福祉資金貸付制度

比較的所得が少ない世帯などに対する貸付制度で、住宅改修費として上限250万円、災害援護費として上限150万円、最大で合計400万円を借りることが可能です。詳しくはお住いの社会福祉協議会にお問い合わせください。

(4) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付

母子家庭等の場合は、居住している家の補修費用を最大150万円まで借りることが可能です。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

※ここに記載した制度は一例です。ぜひ弁護士へご相談ください。